

組合規約の変更について

亀田総合病院健康保険組合規約の一部が、令和8年4月1日から変更になったので、健康保険法施行令第3条2項に基づき、別添のとおり公告する。

令 和 8 年 4 月 1 日

亀田総合病院健康保険組合  
理 事 長 亀 田 秀 次

# 規約変更書

亀田総合病院健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)<br/>第45条 一般保険料等額、介護保険料額及び調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p> <p>(予備費の費途)<br/>第48条 (略)<br/><u>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u><br/><u>(1) 介護納付金</u><br/><u>(2) 介護保険料還付金</u><br/><u>(3) 雑支出</u><br/><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u><br/><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u><br/><u>(2) 子ども・子育て支援金還付金</u><br/><u>(3) 雑支出</u></p> <p>(準備金の保有方法)<br/>第49条 (略)<br/>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p> | <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)<br/>第45条 一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p> <p>(予備費の費途)<br/>第48条 (略)<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(準備金の保有方法)<br/>第49条 (略)<br/>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p> |

## 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。